障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修「相談窓口コース」

演習・障害者虐待対応における相談窓口職員の役割

解説

はじめに

　障害者虐待防止法の施行がいよいよ本年10月と迫ってきた。

　相談窓口コースの受講対象者は、都道府県及び市町村の障害者虐待対応職員、市町村障害者虐待防止センター職員、相談支援専門員等であり、本法が施行された後は、まさに実働の中核を担い、実践していく職員である。

　今年度の指導者研修では、虐待の通報から終結に向けての一連の流れの理解と、具体的な対応方法、及び視点を学ぶことを目指している。

1. 演習目的

　・通報を受けた際の緊急性の判断とその対応について学ぶ。

　・コアメンバーによる対応方針の協議及び個別ケース会議で検討すべき要点について学ぶ。

1. ケースについて

　演習のケースについては、使用者による経済的虐待及び友人による財産上の不当取引による被害のケースを用いている。高齢者虐待の対応では主に地域包括支援センターの対応対象は養護者虐待であるが、障害者虐待においては、養護者もさることながら、使用者及び施設内虐待に市町村や障害者虐待防止センター、障害者相談支援事業所が果たすべき役割は何か、また都道府県や都道府県労働局とどの様に連携するかが大きな課題となってくる。その背景を踏まえ、使用者虐待のケースを用いている。都道府県研修においてどのようなケースを用いて行うかは、それぞれの都道府県において充分検討を行なって頂きたい。

1. 演習内容

　通報を受けた際は、すぐにでも受付票及びチェックシートに記入できる箇所は記入をしながら、出来るだけ多くの情報を得て、話しながらも自らの考えや状況を整理する必要がある。早急に保護を必要とする状況なのか、ある程度の情報収集をした上で事実確認を行う猶予があるのか、シート１を用いて、まずは個人でその判断をして頂く。当然実践では個人による判断では無く、複数の担当者（コアメンバー）による組織的な判断が原則である。しかし、そのコアメンバーによる判断も、電話等で通報を受けた担当者の感じた緊迫性によるものが大きいと思われる。まずはその判断が出来るスキルを身につけて頂きたい。

　ワークシート２では、コアメンバーによる協議を行うこととし、通報等の内容を詳細に検討し、緊急性の判断、事実確認の為の計画をグループで検討して頂く。

　事実確認を行う際の中心は市町村であり、障害者虐待防止センターや障害者相談支援事業者は要請により協力をするという立場である。お互いの役割を理解しながら、連携を密に行う必要がある。

　ワークシート３では、個別ケース会議についてグループで検討して頂く。

事実確認で得た情報を共有し、虐待の有無の判断や緊急性の判断、都道府県への通知について検討し、当面の支援方針と個別支援計画を立てていく。

　本人の置かれている環境や、障害特性、能力等を共有し、弁護士や医療関係者等の専門家からの助言も含めながら、援助方針や支援内容を協議し、各機関の役割を明確にした上で、連携体制等を確認する。

４．まとめ

　使用者による障害者虐待への対応では、通報窓口は都道府県と市町村である。通報が市町村に入った場合、市町村はそれを都道府県に通知をすることとなっており、マニュアルP９３では、市町村は「（２）必要に応じ事実確認等」となっている。

しかし、実質的には都道府県が細かな事実確認を行うことは、困難な場合もある。必要となる事実確認や虐待の根拠となり得る証拠を集めるという作業は、地元の市町村が中心となって行う必要があり、この証拠をどれだけ集めることが出来るかで、その後の虐待対応に大きな違いが生じてくる。

使用者側の調査の拒否等、市町村では対応が困難な場合や、事実確認により虐待の事実が確認できた場合には、都道府県に通知し、都道府県が中心となり個別ケース会議等を実施し、都道府県労働局へ報告を行う。

また、友人による虐待については、財産上の不当取引による被害として対応する。（防止法第４３条第１項、マニュアルＰ６８）。当事者からの相談に応じ、状況に応じて消費生活業務の担当部署や関連機関と連携し、成年後見制度等の活用も含めた支援が必要になる。

都道府県研修では、市町村職員はケース対応そのものに慣れていない職員も多く、自らが主体となりケース対応を行うことにまだイメージが持てていない職員も多いと思われる。また相談支援専門員は元々少ない人員で事業所運営をしており、今年度からはさらに障害者自立支援法の改正により新たな役割も増え、その準備諸々に追われ、虐待対応についてどこまでが自分たちの役割になるのか、負担感も大きいことが予想される。そのような中で市町村職員には、虐待対応の中心を担うという認識を持って頂くこと、相談支援専門員には、障害者の権利擁護が自らの重要な職責であるということの意識付けがまず必要であると思われる。それぞれの役割を明確にすることと、お互いの実務内容を理解することで、連携体制を確実なものにして頂かなくてはならない。